

# ○津山工業高等専門学校教員会議規程

〔昭和50年12月17日  
規程第3号〕

改正 平成12年3月31日規程第7号 平成16年4月1日規程第20号  
平成18年4月1日規程第36号 平成20年11月17日規程第17号

(目的)

**第1条** 津山工業高等専門学校の教育・研究を円滑に実施するため、津山工業高等専門学校教員会議（以下「教員会議」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 教員会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 教授，准教授，専任講師及び助教

2 事務部長は、教員会議に出席するものとする。

(審議事項)

**第3条** 教員会議は、次の事項を審議する。

- (1) 教務，学生生活に関する事項
- (2) その他各種委員会から提出された事項
- (3) 上記に属しない事項で校長が諮問した事項

(招集)

**第4条** 校長は、教員会議を招集し、その議長となる。ただし、校長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。

(意見聴取)

**第5条** 校長が認めたときは、構成員及び事務部長以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

**第6条** 教員会議の事務は、総務課において処理する。

**附 則**

この規程は、昭和50年12月17日から施行する。

**附 則**（平成12年3月31日規程第7号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年4月1日規程第20号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年4月1日規程第36号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年11月17日規程第17号）

この規程は、平成20年11月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。